



住宅リフォーム 耐震化等助成事業

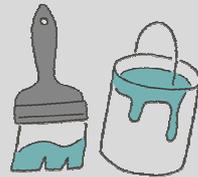
令和7年度

「建築基準法に違反がなく、町内に現存する住宅」

築後おおむね10ヵ年を経過した住宅にお住まいになられている方で
バリアフリー・屋根や外壁等の改修工事、又は建替・除却を計画予定で
以下に該当する場合は、助成金を受けることができます。

住宅リフォーム

助成対象工事



【バリアフリー改修工事】

- ・浴室の改良
- ・段差の解消
- ・トイレの改良
- ・通路の拡張
- ・手すりの設置
- ・出入口の改良 など

【長寿命化改修工事】

- ・屋根の改修及び塗装
- ・外壁の改修及び塗装 など

助成額

対象工事費の **10%** を助成（優遇世帯は**15%**）
（戸当たり **20万円** が限度）

【優遇世帯】
下記の対象者がいる場合
①障がい認定者
②介護認定者
③65歳以上の高齢者
④小学生以下の子ども

耐震改修・建替

助成対象工事



【耐震A(建替)】

非耐震住宅の解体費、新築費又は
新築建売住宅の購入費

【耐震B(除却)】

非耐震住宅の除却費

助成額

【耐震A(建替)】

一律 **20万円** を助成

【耐震B(除却)】

一律 **10万円** を助成

助成の対象者(個人に限る)

- ①自らが所有し居住している者
- ②1親等以内の者が所有しており、改修後自ら入居する者
- ③町外に居住しているが、中古住宅を購入し改修後町に転入するもの
- ④入居者に暴力団員がいないこと
- ⑤諸税、公共料金等に滞納がないこと

施工業者の条件

(①～③のいずれかに該当)

- ①建設業の許可を受け、釧路町及び市内に本・支店を有する者
- ②釧路町小規模修繕等契約希望者登録を行っている者
- ③(社)釧路地方建築協会の会員である者

●受付期間

令和7年4月1日から受付
平日9:00～17:00まで

※先着順、予算に達した時点で受付終了

※令和8年2月末までに工事が完了するものに限る

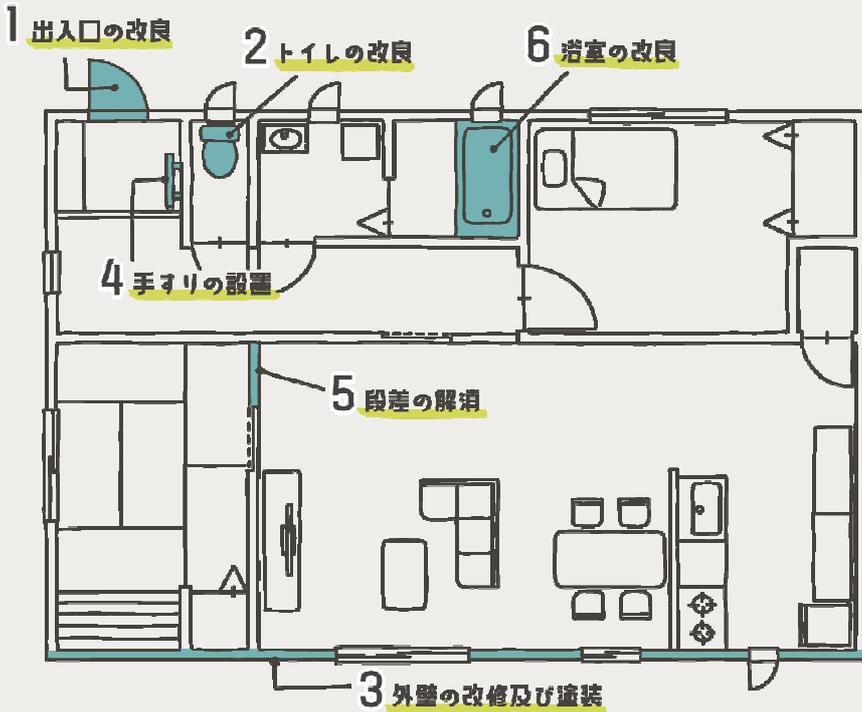
●受付場所

釧路町防災交流センター1階 都市計画課(若葉1丁目28番3)
お問い合わせ：0154-68-4293

※役場庁舎、あいばー、各支所では受付できません

(受付と同時に提出書類のチェックを希望される方は、事前に建築係までご連絡下さい)

助成対象工事の一例(住宅リフォーム)



1 出入口の改良

- 出入口の幅を広げる
- 片開きから親子開き両開きに変える
- 開戸を引戸、折戸に変える
- ドアノブをレバーハンドルなどに取替

片開き → 親子開き

2 トイレの改良

- トイレの床面積を増加させる
- 和便器から洋便器に変える
- 洋便器の座高を高くする(1cm~)など

低 → 高

3 外壁の改修及び塗装

*屋根や軒天なども対象

4 手すりの設置

階段、玄関、便所、浴室、脱衣室、その他の部屋などに手すりを設置する

5 段差の解消

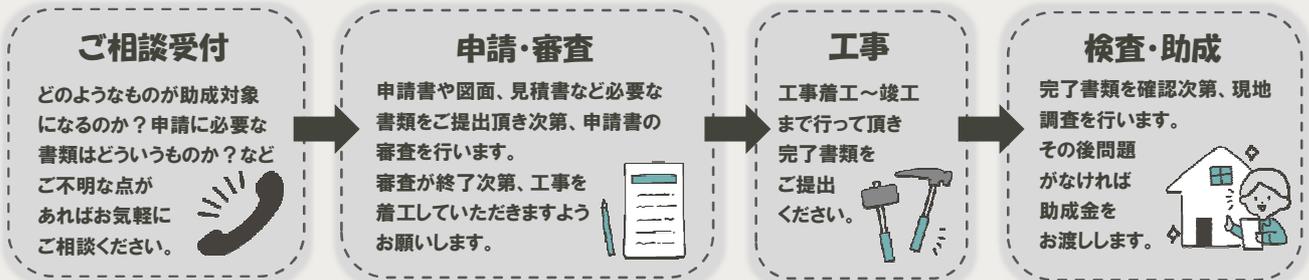
玄関から屋外への段差、便所、浴室、脱衣室、その他の部屋への経路の床の段差を解消する(1cmから)

6 浴室の改良

- 浴室の面積を増加させる
- 浴槽のまたぎ高さを低くする
- 浴室の床を滑りにくい素材に変える
- 固定式の移乗台の取付など

高 → 低

助成までの流れ



注意 申請時において既に着工済みの工事は助成の対象外です

各種様式・基準・留意事項

- 省エネ住宅ポイントなど他の助成を受ける工事は対象になりません。併用する場合は、工事をメニュー毎に明確に分割し対象工事費を明らかにしてください。公共下水道接続工事、合併浄化槽工事は対象外です。
- 減税等の各種条件を満足する工事は、国の減税制度や固定資産税の減税の申請ができます。
- 申込書等の様式、各対象工事、標準工事費等は町のホームページからダウンロードできます。
- ※検索: 釧路町HP → 右上MENU(暮らし・手続き) → 暮らしのガイド(住まい) → 住宅リフォーム・耐震化等に係る助成
- 詳しくはマニュアル内のQ&Aを参照されるか都市計画課建築係で事前にご相談ください。